

彼岸花

阪田会計だより

発行人
公認会計士・税理士
阪田真二

〒567-0827
茨木市稲葉町5-14
TEL 072(634)4331(代)
FAX 072(632)1828

9月

(長月) SEPTEMBER

17日・敬老の日
23日・秋分の日
24日・振替休日

日	い	9	23
月	・	10	24
火	・	11	25
水	・	12	26
木	・	13	27
金	・	14	28
土	1	15	29
日	2	16	30
月	3	17	・
火	4	18	・
水	5	19	・
木	6	20	・
金	7	21	・
土	8	22	・

9月の税務と労務

- 国 税 / 8月分源泉所得税の納付 9月10日 国 税 / 1月決算法人の中間申告 10月1日
- 国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月1日 費税等の中間申告(年3回の場合) 10月1日



ワンポイント

収入印紙の形式改正

7月から契約書や領収書などに貼付等する「収入印紙」の形式が改正されています。これは、偽造事件が後を絶たないことから偽造印紙の流通を防止するためで、31種類ある券種のうち200円以上の19券種について、見る角度で模様が現れる技術等が取り入れられ、全ての券種に特殊発光インキが使用されています。

所得税の予定納税の減額申請とは？

個人の方で、その年の5月15日現在で前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上となる場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付する必要があります。

予定納税基準額は、前年分の所得金額のうち山林所得、退職所得等の分離課税の所得及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額がなく、災害減免法の規定の適用を受けていないときには、前年分の申告納税額がそのまま予定納税基準額となります。

ただし、予定納税の義務者が、廃業や休業、業況不振等によって、その年6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には「予定納

税額の減額申請書」を所轄の税務署長に提出して承認されれば、予定納税額が減額されます。減額されるのは、次のような場合です。

- ① 廃業や休業、失業をした場合
- ② 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合
- ③ 災害や盗難、横領により事業用資産や山林に損害を受けた場合
- ④ 本年分の所得控除額や税額控除額が前年分と比較して増加するときで一定の場合

この減額申請は、第1期分及び第2期分について行うときは、その年の7月1日から7月15日までに提出する必要があるが、また、第2期分のみでの減額申請を行うときは、その年の11月1日から11月15日までに提出する必要があります。なお、減額申請書を提出するときは、申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類を添付します。

蛍光灯型LEDランプへの取替費用は修繕費が資本的支出か？

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の取替費用は修繕費となるのでしょうか、それとも資本的支出となるのでしょうか？

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えると、節電効果や使用可能期間などが向上します。そのことからすると、その有する固定資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなるものに該当し、資本的支出となるのではないかと考えられます。しかし、蛍光灯(または蛍光灯型LEDランプ)は、照明設備(建物附属設備)がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとはいいえません。

したがって、そのときに生じた取替費用は修繕費として処理することが適当であると考えられます。

印紙税 月単位等で契約金額を定めている契約書の記載金額

月単位等で契約金額を定めている契約書で、契約期間の記載があるものは当該金額に契約期間の月数等に乗じて算出した金額を記載金額とし、契約期間の記載のないものは記載金額がないものとなります。契約で契約期間の更新の定めがあるものについては、更新前の期間のみを記載金額算出の基礎とし、更新

後の期間は考慮しません。例えば、清掃請負契約書で「清掃料月一〇万円、契約期間は一年とするが、当事者間で異議がないときはさらに一年延長する。」となされている契約書の場合は、記載金額が二二〇万円(一〇万円×十二か月)の第二号文書として取り扱うこととなります。

平成30年度 税制改正における 中小企業に関する 主な改正項目

平成三十年度税制改正では、資産税で話題となるものが多いありますが、中小企業等にとって知っておきたい項目の創設や見直し等もありますので、以下、整理してみます。

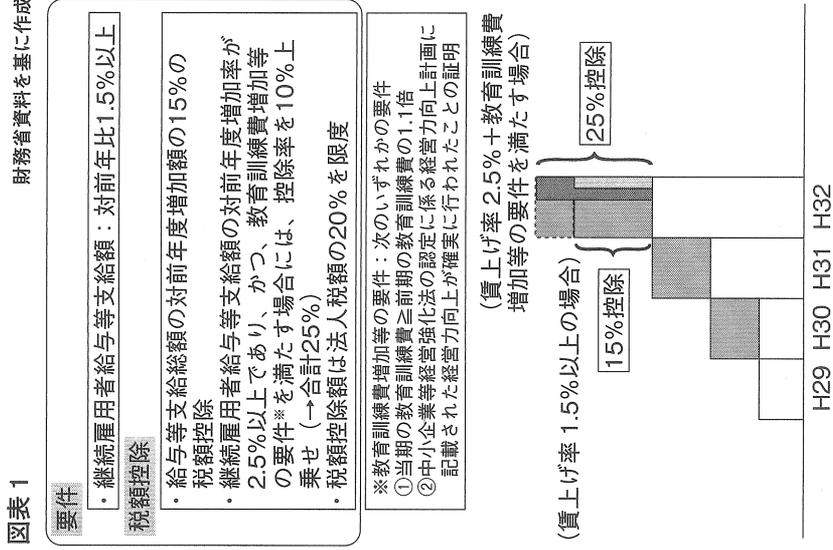
1. 所得拡大促進税制の見直し

(1) 制度の趣旨

従業員にとって、給与等が増えることは一番の喜びです。また、企業にとっても従業員が給与等の増加により、これまで以上に意欲的に仕事に取り組んでくれることで、企業利益にも大きな影響を与えることができます。

平成三十年度税制改正では、持続的な賃上げを促す観点から、賃上げの一定割合について減税する措置の見直し（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の整備）が図られました（図表1）。

図表1



(2) 制度の概要

○ 要件等
青色申告書を提出する中小企業者等が、国内雇用者（役員やその親族は除かれます）に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等の支給額が前年の継続雇用者給与等支給額に対し1.5%以上増加したときは、給与等支給増加額の15%の税額控除ができます。

すなわち、前事業年度から当事業年度まで継続雇用している

従業員に対して支給した給与等の合計額が対前年比1.5%増であれば増加した給与等の合計額の15%が減税されることとなります。

○ 上乗せ措置
さらに高い賃上げ（2.5%以上）を行い、かつ、教育訓練費の増加（1.1倍）等の要件を満たす場合には、減税額も10%増加します。前期に教育訓練費がゼロであっても当期に教育訓練費を支出していれば、上乗せ

措置の適用が可能ですので、従業員の給与等を2.5%以上増加と教育訓練費の支出により、さらなる減税が可能となります。

○ 適用時期
平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までに開始する各事業年度。

2. 中小企業の設備投資に係る 固定資産税特例措置の創設

中小企業の生産性革命の実現に向け、生産性向上特別措置法において市町村の認定を受けた中小企業者等の生産や販売活動に使用されるなどの以下の要件を満たす一定の機械装置や器具備品などについて、固定資産税の課税標準を三年間、市町村の定めによりゼロから二分の一までの範囲で軽減する措置が講じられています。

- 適用要件
- ① 中小企業が商工会議所等と連携して策定・申請した新規設備投資に係る計画が、市町村等が策定した導入促進基本計画に合致又は認定されること
 - ② 導入により、労働生産性が

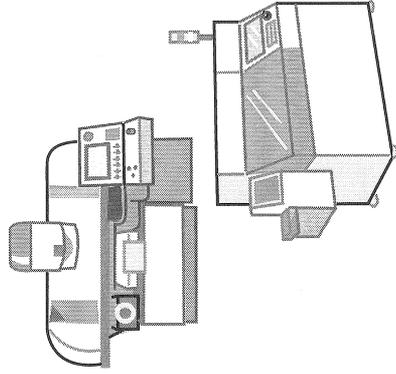
年平均三%以上向上する設備投資であること

- ③ 生産・販売活動等の用に供される、企業の収益向上に直結つながら新たな設備投資であること（単純な更新投資は除かれます）

○ 対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均一%以上向上する次の設備

- ・ 機械装置（最低取得価格一六〇万円以上／販売開始時期十年以内）
- ・ 測定工具及び検査工具（同三〇万円以上／同五年以内）



- ・ 器具備品（同三〇万円以上／同六年以内）
- ・ 建物附属設備（同六〇万円以上／同十四年以内）

○ 適用時期

生産性向上特別措置法の施行日（平成三十年六月六日）から平成三十三年三月三十一日まで。

3. 交際費課税の特例延長

交際費等の損金不算入制度及び交際費となる飲食費の五〇%（中小法人の場合は交際費のうち八〇〇万円までのいずれか）損金算入を認める特例措置の適用期限が、平成三十二年三月三十一日までに開始する事業年度まで二年延長されました。

4. 少額減価償却資産の即時償却の延長

中小企業者等が取得価額三〇万円未満の減価償却資産を取得した際に、一定の要件の下で合計三〇〇万円まで全額損金算入（即時償却）を認める「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置の適用期限が二年延長（平成三十二年三月三十一日までに取得等

をして事業の用に供した資産について適用）されました。

5. 法人税申告書等の代表者及び経理担当者の自署押印制度の廃止

申告手続の電子化促進のための環境整備として、法人税、地方法人税、法人事業税及び地方法人特別税の申告書について代表者及び経理責任者等の自署押印制度が、平成三十年四月決算

法人から廃止されています。

6. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

印紙税法別表第一第一号文書の不動産の譲渡に関する契約書及び同表第二号文書の建設工事請負契約書の印紙税軽減に係る特例措置の適用期限が、平成三十二年三月三十一日まで二年間延長されました（図表2）。

図表2

契約金額	平成32年まで	
	不動産の譲渡に関する契約書	本則税率
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円
500万円超	1,000万円以下	1万円
1,000万円超	5,000万円以下	2万円
5,000万円超	1億円以下	6万円
1億円超	5億円以下	10万円
5億円超	10億円以下	20万円
10億円超	50億円以下	40万円
50億円超		60万円